

草津市公報

発行日 令和3年11月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 19 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 条 例

草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務課） 1
 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例（商工観光労政課） 1
 草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例（幼児課） 1
 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（建築課） 1
 草津市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局） 4

◎ 規 則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（商工観光労政課） 4
 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（建築課） 5

◎ 告 示

公示送達について（税務課） 7
 令和3年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課） 8
 草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱の一部を改正する要綱（環境政策課） 8

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 9
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 9
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 10
 条件付一般競争入札の施行について（契約検査課） 10
 草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課） 13

条 例

草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第18号

草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例
草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和3年10月6日揭示済み）

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第19号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例
草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1名称の欄中「草津市産業振興計画審議会」を「草津市産業振興審議会」に改め、同表担任意務の欄中「草津市産業振興計画」を「（仮称）草津市産業振興条例案に規定すべき事項ならびに草津市産業振興計画」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市産業振興計画審議会は、改正後の第2条第1項の規定により設置する草津市産業振興審議会とな

り、同一性をもって存続するものとする。

（令和3年10月6日揭示済み）

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第20号

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例
草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「草津市立矢倉幼稚園」を「草津市立矢倉こども園」に改める。

第4条第1項中「もの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）」を「幼稚園型認定こども園」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第10条第1項中「290人」を「320人」に、「403人」を「383人」に、「447人」を「417人」に改める。

第11条の表中「矢倉幼稚園」を「矢倉こども園」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和3年10月6日揭示済み）

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第21号

草津市地区計画の区域内における建築物の制限

に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能および健全な都市環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる法第68条の2第1項に規定する地区整備計画が定められている区域（以下「地区整備計画区域」という。）内の建築物またはその敷地に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 地区整備計画区域内における建築物の用途は、別表第2の建築物の用途の制限の項に掲げる制限に適合するものでなければならない。

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、別表第2の建築物の容積率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、別表第2の建築物の建蔽率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、別表第2の建築物の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行または適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないものまたは現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行または適用の際、当該規定に相当する従前の規定に違反

している建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなる土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

第8条 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、別表第2の壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、別表第2の建築物の高さの最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合には、あらかじめ、草津市景観条例（平成24年草津市条例第8号）に規定する草津市景観審議会に諮問しなければならない。

3 第1項に規定する建築物の高さの算定については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置)

第10条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条および第7条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が地区整備計画区域に属するときは、当該建築物またはその敷地の全部について、これらの規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築または改築をする場合には、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1) 増築または改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第

4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築または改築後における延べ面積および建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ第5条および第6条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数または容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数または容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数または容量の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第6条、第8条または第9条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕または大規模の様様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条、第5条、第6条、第8条または第9条第1項の規定は、適用しない。

（公益上必要な建築物の特例）

第12条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上または構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、草津市都市計画審議会条例（昭和44年草津市条例第28号）に規定する草津市都市計画審議会に諮問しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条または第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したことにより第7条第1項の規定に違反した場合におい

ては、当該建築物の敷地の所有者、管理者または占有者）

- (2) 第5条、第6条、第8条または第9条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者または占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者または工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または個人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または個人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意および監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人または個人については、この限りでない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（草津市手数料条例の一部改正）
- 2 草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第14項に次の2号を加える。
- (56) 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年草津市条例第21号）第9条第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの最高限度の許可の申請に対する審査
建築物の高さの許可申請手数料 1件につき160,000円
- (57) 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条第1項の規定に基づく公益上必要な建築物の特例許可の申請に対する審査
公益上必要な建築物の特例許可申請手数料 1件につき160,000円

別表第1（第3条関係）

名称	区域
下物町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖南都市計画下物町地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第2（第4条—第9条関係）

下物町地区整備計画区域

制限の項目	制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（ほ）項に掲げる建築物 (2) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の17第3項第2号に掲げる集落福利等施設のうち商業施設以外の建築物
建築物の容積率の最高限度	10分の20
建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル
壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。
建築物の高さの最高限度	13メートル

(令和3年10月6日揭示済み)

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第22号

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例
草津市議会委員会条例（平成9年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「少なくとも一の常任委員」を「次

項第4号の常任委員会の委員および同項第1号から第3号までのいずれかの常任委員会の委員」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 予算常任委員会 24人

ア 予算に関する事項

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(令和3年10月6日揭示済み)

規 則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月6日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第65号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則
草津市附属機関運営規則（平成25年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「草津市産業振興計画審議会」を「草津市産業振興審議会」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市産業振興計画審議会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により草津市産業振興審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

3 前項の規定により草津市産業振興審議会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、令和5年6月1日までとする。

(令和3年10月6日揭示済み)

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年10月7日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第66号

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年草津市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第9条第1項ただし書または第12条第1項の規定による許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者は、許可申請書（別記様式第1号）の正本および副本に、次の表に掲げる図書および申請理由書を添えて市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路および目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別その他必要な事項
各階平面図	縮尺、方位、間取および各室の用途ならびに壁および開口部の位置
2以上の立面図	縮尺および開口部の位置
2以上の断面図	縮尺、各階の床、天井の高さ、軒およびひさしの出ならびに建築物の各部分の高さ

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる図書のほか、必要な図書の提出を求めることができる。

3 市長は、特例許可をしたときは許可通知書（別記様式第2号）により、許可をしないときは不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(建築主の変更)

第3条 特例許可を受けた建築物の建築主は、その工事完了前に建築主を変更しようとするときは、建築主変更届（別記様式第4号）に前条第3項の許可通

知書を添えて、工事完了までに市長に届け出なければならない。

(計画の変更)

第4条 特例許可を受けた建築物の計画を変更しようとする者は、改めて特例許可を受けなければならない。

(許可申請の取下げ)

第5条 第2条第1項の規定により許可申請書を提出した者は、市長が許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請取下げ届（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(工事の取りやめ)

第6条 特例許可を受けた建築物の建築主は、工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（別記様式第6号）に第2条第3項の許可通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
様式第1号（第2条第1項関係）

許可申請書
(第一面)

草津市長 宛

年 月 日

申請者氏名

【1申請者】

【氏名のフリガナ】
【氏名】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【2設計者】

【資格】 () 建築士 () 登録第 号
【氏名】
【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知非登録第 号
【郵便番号】
【所在地】
【電話番号】

手数料欄			
受付欄	景観審議会または都市計画審議会	決裁欄	許可番号欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員印	係員印		係員印

(第二面)

建築物およびその敷地に関する事項

【1地名地番】

【2住居表示】

【3防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4その他の区域、地域、地区、または街区】

【5道路】

【幅員】

【敷地と接している部分の長さ】

【6敷地面積】

【敷地面積】(1) () () () () ()

(2) () () () () () ()

【用途地域等】 () () () () () ()

【建築基準法第52条第1項または第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () () ()

【建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () () ()

【敷地面積の合計】 (1)

(2)

【敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【備考】

【7主要用途】(区分)

【8工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模な修繕 大規模な模様替

【9建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【建築面積】 () () () ()

【建蔽率】

【10延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【建物全体】 () () () ()

【容積率】

【11建築物の数】

【申請に係る建築物の数】

【同一敷地内の他の建築物の数】

【12工事着手予定年月日】 年 月 日

【13工事完了予定年月日】 年 月 日

【14その他必要な事項】

【15備考】

(第三面)

建築物概要

【1番号】

【2工事種別等】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模な修繕 大規模な模様替

【3構造】 造 一部 造

【4高さ】

【最高の高さ】

【最高の軒の高さ】

【5階別用途別床面積】

【階別用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

(階)() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

(階)() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

(階)() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

(用途別)

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

() () () () () ()

【6その他必要な事項】

【7備考】

様式第2号(第2条第3項関係)

許可通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

年月日付けの下記の申請については、草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(第9条第1項ただし書・第12条第1項)の規定により、許可しましたので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 地名地番

3 建築物の概要

様式第3号(第2条第3項関係)

不許可通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

年月日付けの申請については、下記の理由により草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(第9条第1項ただし書・第12条第1項)の規定による許可をしないこととしましたので通知します。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(理由)

様式第4号(第3条関係)

建築主変更届

年 月 日

草津市長 宛

届出人住所
氏名

下記のとおり建築主を変更したいので、草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第3条の規定により、許可通知書を添えて届け出ます。

1	建築主住所・氏名	新	住所 氏名
		旧	住所 氏名
2	許可の年月日		
3	敷地の地名・地番		
4	主要用途		
5	名義変更の理由		
※ 受 付 欄	注 ※欄は、記入しないこと。		

様式第6号(第6条関係)

工事取りやめ届

年 月 日

草津市長 宛

届出人住所
氏名

下記のとおり工事を取りやめたいので、草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第6条の規定により、許可通知書を添えて届け出ます。

1	許可の年月日	
2	敷地の地名・地番	
3	主要用途	
4	工事取りやめの理由	
※ 受 付 欄	注 ※欄は、記入しないこと。	

(令和3年10月7日揭示済み)

様式第5号(第5条関係)

許可申請取下げ届

年 月 日

草津市長 宛

届出人住所
氏名

下記のとおり許可申請を取り下げたいので、草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第5条の規定により届け出ます。

1	申請年月日	
2	敷地の地名・地番	
3	主要用途	
4	取下げの理由	
※ 受 付 欄	注 ※欄は、記入しないこと。	

告 示

草津市告示第288号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年10月4日

草津市長 橋川 渉

- 送達すべき書類
国民健康保険税更正・決定通知書
- 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 上記の書類については、令和3年10月11日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	安井 勇人	米国	3	3
2	LIU YIXIN	中国	3	3
3	WANG JIALONG	滋賀県草津市東矢倉四丁目14番6-1707号スチューデントHIROS	3	3
4	ZHANG YUANDONG	滋賀県草津市笠山四丁目2番45-1904号 ライズワールド IHARA	30	30
5	ZHANG YUANDONG	滋賀県草津市笠山四丁目2番45-1904号 ライズワールド IHARA	31	31
6	ZHANG YUANDONG	滋賀県草津市笠山四丁目2番45-1904号 ライズワールド IHARA	2	2
7	ZHANG YUANDONG	滋賀県草津市笠山四丁目2番45-1904号 ライズワールド IHARA	3	3
8	TANG LEHENG	滋賀県草津市笠山四丁目11番11-1522号ビュア・ドミトリー シミズ	3	3

(令和3年10月4日揭示済み)

草津市告示第289号

令和3年9月2日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和3年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和3年10月6日

草津市長 橋川 渉

1 予算題目一覧

- 令和3年度草津市一般会計補正予算（第5号）
- 令和3年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和3年度草津市財産区特別会計補正予算（第3号）
- 令和3年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和3年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 令和3年度草津市一般会計補正予算（第6号）

2 決算題目一覧

- 令和2年度草津市一般会計歳入歳出決算
- 令和2年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 令和2年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算
- 令和2年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算
- 令和2年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 令和2年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 令和2年度草津市水道事業会計決算

令和2年度草津市下水道事業会計決算

3 要領 略

(令和3年10月6日揭示済み)

草津市告示第290号

草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年10月13日

草津市長 橋川 渉

草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱の一部を改正する要綱

草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱（平成19年草津市告示第90号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「所管の副市長」を「市長」に改め、同条第3項中「環境経済部長」を「所管の副市長」に改め、同条第4項中「（市長、副市長および教育長を除く。）」を「（市長および所管の副市長を除く。）」に改める。

第4条第2項中「（平成18年草津市訓令第2号）」を削る。

付 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

(令和3年10月13日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年10月4日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市上笠二丁目15番12-202号 コンフォート上笠 田伏 祐哉、田伏 麻理子	草津市川原一丁目字古屋敷8 番1	196.89㎡	R3.10.4	1560

(令和3年10月4日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年10月13日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市矢橋町1462番地 大神 正壽、大神 朋子	草津市矢橋町字勅使ノ岡1459 番1 外2筆	499.36㎡	R3.10.13	1561

(令和3年10月13日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和3年10月13日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野村六丁目14番10-B201号 エスベランサU 備後 翔太	草津市南山田町字鬼塚647番 1	185.03㎡	R3.10.13	1562

(令和3年10月13日掲示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施
行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基
づき次のとおり公告する。

令和3年10月15日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-108
- (2) 工事名 草津市立まちづくりセンター解体工
事
- (3) 工事場所 草津市西大路町
- (4) 工事概要 解体工事
RC造4階建て
延床面積2,992.17㎡
- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年8月10日ま
で
- 2 予定価格 135,855,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則およ
び関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子

入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第
167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく
更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開
始の決定を受けている者を除く。）または民事再
生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続
開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定
を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津
市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14
年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指
名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者で
ないこと、および当該受託者と資本または人事面
において関連がある建設業者でないこと。
草津市野村一丁目18番10号良美ビル1F
有限会社サム建築デザイン
なお、「当該受託者と資本または人事面におい
て関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに
該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において建築工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年10月15日午前9時から令和3年11月25日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年10月15日午前9時から令和3年11月2日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年11月9日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年11月26日午前9時から令和3年11月29日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。
- 9 開札
- (1) 開札日時 令和3年11月30日 午前9時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課
- 10 落札者の決定方法
- 予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
- また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。
- 11 積算疑義申立て手続きに関する事項
- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。
- 12 入札の無効
- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。
- 13 契約条項を閲覧する場所
- 草津市総務部契約検査課
- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。
- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 その他必要事項
- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。
- 21 入札に関する問い合わせ先
- 草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和3年10月15日揭示済み）

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年10月15日

草津市長 橋 川 涉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
03030101	石油ファンヒーター	SHARP OK-D25C-B	1,000円 (100円)
03030102	スタッドレスタイヤ(1)(4本)	DUNLOP WINTER MAXX WM01	4,000円 (400円)
03030103	スタッドレスタイヤ(2)(4本)	DUNLOP WINTER MAXX WM01	4,000円 (400円)
03030104	抹茶茶碗(8個)	不明	1,000円 (100円)
03030105	銘々皿・ガラス皿	不明	1,000円 (100円)
03030111	メニューボード 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	300円 (30円)
03030112	小型机(M) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	400円 (40円)
03030113	小型机(L)(2台) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	LIFELEX・ ニトリ	600円 (60円)
03030114	木目調チェア(2脚) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	600円 (60円)

03030115	机・椅子セット 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	600円 (60円)
03030116	テレビ台 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	700円 (70円)
03030117	ラック 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	ニトリ	700円 (70円)
03030118	和風飾り棚 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	500円 (50円)
03030119	チェスト 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	Fits	800円 (80円)
03030120	大型机 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	800円 (80円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

- ウ 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者
- エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者
- カ 公告日から入札期間終了日までの間に、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者
- キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）
- ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者
- ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員
- コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者
- (4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者
- 4 入札に関する情報を示す期間および場所
- (1) 期間 令和3年10月15日（金）から令和3年12月6日（月）まで
- (2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム
- 5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和3年10月22日（金）午後1時から令和3年11月8日（月）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日時 令和3年10月27日（水）午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 【リサイクル家具】
草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町1200-25）
【上記以外】
草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）
- (3) その他 前日（10月26日）午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和3年11月22日（月）午後1時から令和3年11月29日（月）午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

- (4) 開札日時 令和3年11月29日(月)午後2時
 (5) 入札確定処理日時 令和3年12月1日(水)午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
 (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札
 (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
 (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和3年12月6日(月)午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
 (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
 (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和3年12月13日(月)までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。
 (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
 (2) 場所 草津市が指定する場所
 (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があつ

たときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払

物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 077-561-2305

FAX番号 077-561-2483

メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和3年10月15日掲示済み)

